

## 狛江市国民保護計画(令和7年度変更)(素案)に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について

### 1 パブリックコメントの実施結果

実施期間	令和8年1月15日～令和8年2月13日
公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報こまえ1月15日号</li> <li>・市ホームページ</li> <li>・安心安全課窓口</li> </ul>
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子メールによる送信</li> <li>・専用フォームによる送信</li> <li>・安心安全課への書面による提出</li> <li>・郵便による送付</li> </ul>
対象者	市内在住・在学・在勤の方、市内に事業所等を有する方
提出件数	提出者数:1人 件数:1件

### 2 市民説明会の実施結果

	日時	場所	参加者
第1回	令和8年1月23日(金) 午後6時30分～7時30分	市防災センター 301・302 会議室	2人
第2回	令和8年1月25日(日) 午後2時～3時	市防災センター 402・403 会議室	1人

### 3 パブリックコメントでの意見（質問）及び回答

No.	意見（質問）	回答
1	平成16年(2004年)に施行された武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下、「国民保護法」という。)と平成27年(2015年)に施行された平和安全法制はどのように関連しているのか。	<p>国民保護法及び平和安全法制は、ともに安全保障に関する法整備ですが目的や制度、対応主体が異なります。</p> <p>国民保護法は、武力攻撃やテロなどが起きたときに、国や地方公共団体、指定公共機関等が国民の命・身体・財産を守ることを目的としており、避難や救援等の国民を保護するための法律です。</p> <p>一方、平和安全法制については、自衛隊が日本の安全を守るため、自衛隊の活動範囲や条件を拡大・明確化することを目的としており、対外的対応が中心となっています。</p> <p>今回、変更を予定している粕江市国民保護計画については国民保護法に基づいた内容であり、平和安全法制の内容を反映したものではございません。</p>

### 4 意見（質問）を踏まえた計画修正

なし